

## 2 東京都の国民健康保険の 現状について

# 東京都の国民健康保険の現状

現状(平成27年度)

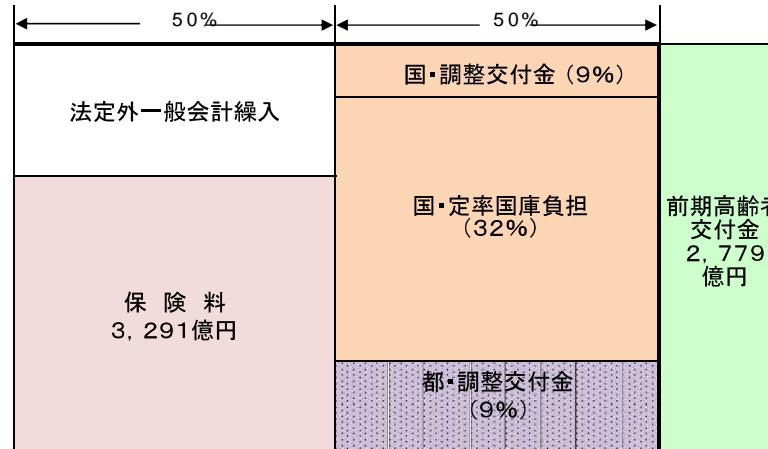
	全国	都
被保険者数	約3, 267万人	約354万人
うち65歳以上	約1, 260万人	約111万人
1人当たり平均所得 (旧ただし書き所得)	665千円	1, 008千円 【 1位】
1人当たり保険料(税)	84, 156円	90, 582円 【 7位】
所得に対する保険料 負担率	10. 0%	7. 1% 【47位】
収納率	91. 45%	87. 44% 【47位】
滞納世帯割合	15. 9%	21. 9% 【46位】

※【順位】は、全国比

一人当たり平均所得は平成26年実績

財源構成(平成27年度決算)

医療給付費等総額 約1兆1,650億円



## 【公費の内訳】

国 3,164億円

都 1,150億円

区市町村 1,362億円(うち、法定外繰入 1,169億円)

### 3 国保制度改革の概要

# 区市町村国保が抱える構造的な課題と 社会保障制度改革プログラム法(H25.12公布)における対応の方向性

厚生労働省資料を一部改変

## 1. 年齢構成

### ① 年齢構成が高く、医療費水準が高い

- ・5歳の割合：国保（35.6%）、健保組合（2.8%）
- ・一人当たり医療費：国保（32.5万円）、健保組合（14.6万円）

## 2. 財政基盤

### ② 所得水準が低い

- ・加入者一人当たり平均所得：国保（83万円）、健保組合（202万円（推計））

### ③ 保険料負担が重い

- ・加入者一人当たり保険料／加入者一人当たり所得  
区市町村国保（10.3%）、健保組合（5.6%）  
※健保は本人負担分のみの推計値

### ④ 保険料（税）の収納率が低い

- ・収納率：平成27年度 91.45%
- ・最高収納率：95.49%（島根県）
- ・最低収納率：87.44%（東京都）

## 3. 財政の安定性・区市町村格差

### ⑤ 財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在

- ・1716保険者中300人未満の小規模保険者 471（全体の1/4）

### ⑥ 区市町村間の格差

- ・一人当たり医療費の都道府県内格差 最大： 倍（北海道）
- ・一人当たり所得の都道府県内格差 最大： 倍（北海道）
- ・一人当たり保険料の都道府県内格差 最大： 倍（長野県）

### ① 国保に対する財政支援の拡充

### ② 国保の運営について、財政支援の拡充等により、国保の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、

- ・財政運営を始めとして都道府県が担うことを基本としつつ、
- ・保険料の賦課徴収、保健事業の実施等に関する区市町村の役割が積極的に果たされるよう、都道府県と区市町村との適切な役割分担について検討

# 国保制度改革の概要(運営の在り方の見直し)

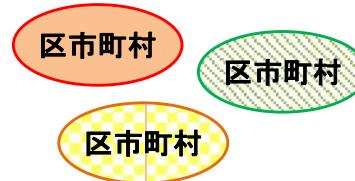
厚生労働省資料を一部改変

## ○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

- ・給付費に必要な費用は、全額、都道府県が区市町村に交付
- ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、区市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- ・都道府県は、国保の運営方針を定め、区市町村の事務の効率化・広域化等を推進

## ○区市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

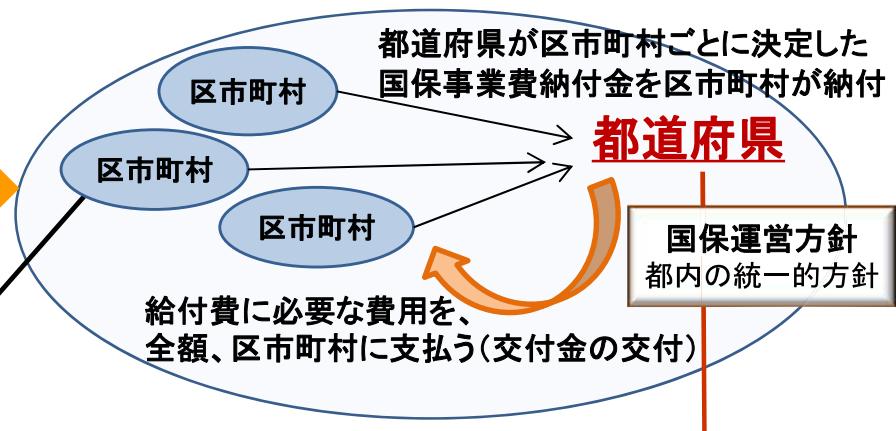
### 【現行】区市町村が個別に運営



- ・**国の財政支援の拡充**
- ・**都道府県が、国保の運営に中心的役割を果たす**

- ・資格管理(被保険者証等の発行)
- ・保険料率の決定、賦課・徴収
- ・保険給付
- ・保健事業

### 【改革後】都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割



- ・財政運営責任(提供体制と双方に責任発揮)
- ・区市町村ごとの納付金を決定
- ・区市町村ごとの標準保険料率等の設定
- ・区市町村が行った保険給付の点検、事後調整
- ・区市町村が担う事務の標準化、効率化、広域化を促進

# 改革後の国保の運営に係る都道府県と区市町村それぞれの役割

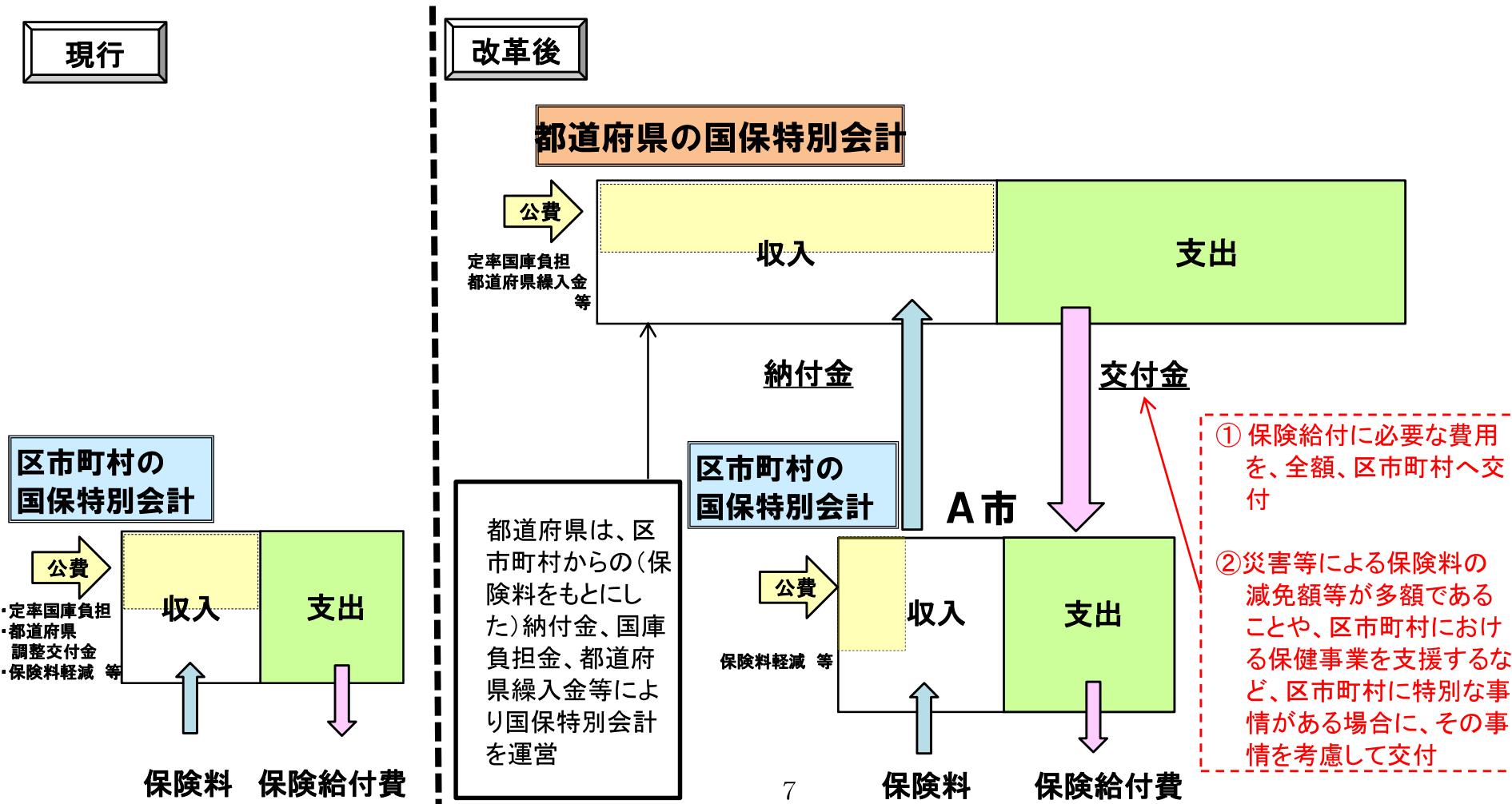
厚生労働省資料を一部改変

改革の方向性		
1. 運営の在り方 (総論)	○ 都道府県が、当該都道府県内の区市町村とともに、国保の運営を担う ○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化 ○ <b>都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、区市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進</b>	
	都道府県の主な役割	区市町村の主な役割
2. 財政運営	<b>財政運営の責任主体</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・区市町村ごとの国保事業費納付金を決定</li><li>・財政安定化基金の設置・運営</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・国保事業費納付金を都道府県に納付</li></ul>
3. 資格管理	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 ※4. と5. も同様	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域住民と身近な関係の中、資格を管理(<b>被保険者証等の発行</b>)</li></ul>
4. 保険料の決定 賦課・徴収	標準的な算定方法等により、 <b>区市町村ごとの標準保険料率を算定・公表</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・<b>標準保険料率等を参考に保険料率を決定</b></li><li>・個々の事情に応じた賦課・徴収</li></ul>
5. 保険給付	<b>・給付に必要な費用を、全額、区市町村に対して支払い</b> ・区市町村が行った保険給付の点検	<ul style="list-style-type: none"><li>・<b>保険給付の決定</b></li><li>・個々の事情に応じた窓口負担減免等</li></ul>
6. 保健事業	区市町村に対し、必要な助言・支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・<b>被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施</b> (データヘルス事業等)</li></ul>

## 改革後の国保財政の仕組み(イメージ)

厚生労働省資料を一部改変

- 都道府県が財政運営の責任主体となり、区市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、区市町村に対して支払う（保険給付費等交付金の交付）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。※都道府県にも国保特別会計を設置
- 区市町村は、都道府県が区市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。



## 4 国保事業費納付金等の算定 方法について

# 平成30年度以降の新制度の仕組み

【現 行】  
区市町村が個別に運営

【平成30年度～】  
財政運営の責任主体を都道府県へ移す  
都道府県に国保特別会計を設置する

- ① 区市町村から都への  
納付金額を、所得水準、  
医療費水準を反映して  
決定

- ② 標準保険料率を提示

- ③ 標準保険料率を参考に、  
保険料率を決定

都道府県

区市町村

住 民

- ⑤ 納付金の支払い

- ④ 保険料の支払い

# 納付金の算定方法

## ■各区市町村に納付金を配分する際の基本的な考え方

### ○医療費水準の反映

- ・医療サービス（医療費水準）に地域差がある現状に鑑み、医療費水準に見合わない保険料負担とならないよう配慮
- ・医療費水準に応じた保険料水準とすることで、医療費適正化のインセンティブを確保  
⇒都内の医療費格差は1.88倍と大きいため、医療費水準を全て反映する。

### ○所得水準の反映

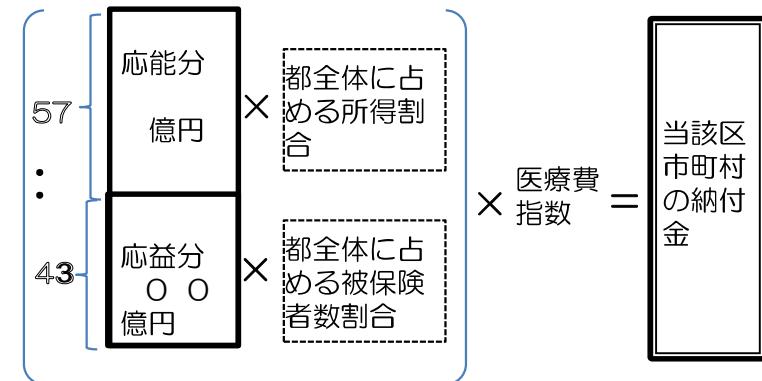
- ・同じ保険料率であっても、所得水準に応じて集められる保険料総額に違いが生じるため、所得水準に応じて納付金を配分  
⇒所得水準の低い区市町村に過度な応益割分を課さないよう、都の所得水準を反映した応能分・応益分で納付金を算定する。（所得指数 1.333、応能分：応益分=57:43）

## ■都の納付金必要額（29年度ベースでの試算）

医療費 3 億円	国・都 公費	前期 高齢者 交付金	納付金 必要額
後期 支援金 億円	3 0 億円	億円	億円
介護 納付金 億円			

※ 国・都公費には、低所得者対策等分は含まれていない。

## ■区市町村ごとの納付金算定方法



※ 各区市町村の納付金は、応能分に都全体に占める各区市町村の所得割合を乗じたものと、応益分に都全体に占める各区市町村の被保険者数割合を乗じたものを合算し、各々の医療費指數を乗じて算出する。

# 標準保険料率の算定方法

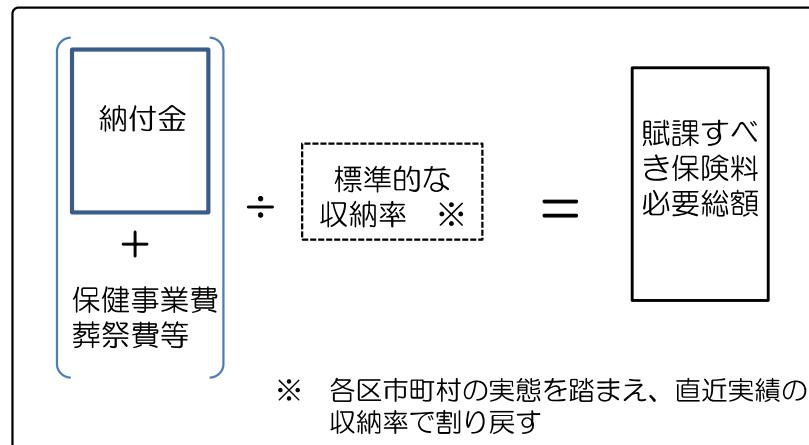
## ○ 標準保険料率の2つの役割

- (1) 各区市町村のあるべき保険料率(標準的な住民負担)の見える化(いわゆる「モノサシ」としての機能)
- (2) 各区市町村が具体的に目指すべき、直接参考にできる値

## ○ 都道府県は、各区市町村に対し、以下の3つの標準保険料率を示す。

①	都道府県標準保険料率	全国統一の算定基準による当該都道府県の保険料率の標準的な水準を表す
②	区市町村標準保険料率	都道府県内統一の算定基準による区市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す →都においては2方式(所得割及び均等割)とする。
③	区市町村ごとの算定基準にもとづく標準的な保険料率	各区市町村の算定基準にもとづく保険料率(3方式(所得割・均等割・平等割)等)

## ■②区市町村標準保険料率及び③区市町村ごとの算定基準にもとづく標準的な保険料率の算定方法



②は、区市町村ごとの所得指数を反映し、応能分・応益分に分けて算定(見える化を図る観点から提示)

③は、区市町村ごとの算定方式(2・3・4方式)及び応能・応益分等の割合(年度実績)に応じて算定(区市町村の保険料率の算定基準が②と異なることもあるため参考に提示)